

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆輸出貨物・役務の増値税及び消費税についての問題に関する公告（国家税務総局公告 2013年第65号，2013年11月13日発布，2014年1月1日施行）

輸出税還付の管理をより一層規範化し，輸出貨物・役務に係る税収政策を厳格に執行するために，国家税務総局は『輸出貨物・役務の増値税及び消費税についての問題に関する公告』（以下，《公告》）を発布した。《公告》の内容の解説は以下のとおり。

#### 一、《公告》の主な内容

##### （一）政策内容の更なる明確化に関する内容

##### 1. 輸出税還付資格の抹消認定について

《公告》は，未決済の輸出税還付（免除）額について，輸出企業税還付（免除）資格の抹消手続きが可能となる状況が以下の2つである事を明確にした。

(1)輸出企業が，税務機関に対して，既に申告済みであるが未だ手続きが行われていない輸出税還付（免除）について放棄する事を表明し，かつ規定に従い免税申請をした場合で，税額が既に決済されたものと看做される場合。

(2)輸出企業が合併，分立，再編等の原因で還付（免除）資格認定を取り消す場合で，主管税務機関に《税金還付（免除）資格認定企業の未決済税金還付（免除）確認書》，及び関連批准文件等の資料を提出した場合。

##### 2. 進料加工計画分配率について

《公告》では，以下の2つの状況における進料加工計画分配率の確定方法を追加し，明確化している。

(1)前年度の税関消込照合済手帳が存在せず，本年度の進料加工業務計画分配率を確定できない場合，直前に確定した「前年度消込照合済手帳の総合実際分配率」を本年後の計画分配率とする。

(2)生産企業は，主管税務機関に当年度の見込進料加工計画分配率，及び合理性の説明を書面で提出した場合，見込進料加工計画分配率を当年度の計画分配率とすることが出来る。

3. 「合法的かつ有効な輸入貨物証憑」の種類追加について

一部の特殊業務の実情に対応すべく《公告》は，

免税政策を適用する輸出貨物について，企業が保存する審査準備資料における「合法的かつ有効な輸入貨物証憑」の追加を行った。

(1)法律に基づく競売組織から購入した貨物について，競売者と締結した取引成立確認書を「合法的かつ有効な輸入貨物証憑」に含める。

(2)資産再編方式で設立した輸出企業について，企業が再編前に無償で移転した貨物は，資産再編書類，無償譲渡の証明資料を「合法的かつ有効な輸入貨物証憑」とする。

4. 税還付（免除）申告の延期申請と免税申告の関連に係る規定について

現行規定上，特殊な原因で還付（免除）申告を行えない輸出企業は，規定に従い還付（免除）申告の延期申請が可能であるが，これは申請期限前に主管税務機関に対する申請が必要であり，当該申請は段階的に批准を経て省級国家税務局の批准を受ける必要がある。この点，省級国家税務局が免税申請期限後に延期申請を不可とする決定を行い，本来は免税申告が可能であったにもかかわらず申告機会を逸するという状況の発生も考慮し，《公告》では，当該輸出貨物がその他の免税条件に該当する場合は，輸出企業もしくはその他の単位は国家税務局から通知を受けた翌月であれば免税申請を行う事ができるものとし，翌月に免税申請を行っていないものは，増値税課税政策が適用されるものとした。

##### （二）政策内容の追加

1. 全ての税還付（免除）政策適用を放棄する場合の規定の追加について

輸出企業は，税還付（免除）政策が適用される全ての輸出貨物・役務の税還付（免除）を放棄し，増値税免税政策もしくは増値税課税政策の適用を選択できること，また，一旦放棄した場合は36ヶ月間変更ができない事を規定した。

2. 加工貿易に係る委託加工費の税還付（免除）管理の整備について

## 中国税務最新動向

## Topics

委託加工を行う加工貿易輸出企業の税還付（免除）申請について，仮に提供された加工費領収書が加工貿易手帳に記載された加工単位により発行されたものでない場合，輸出企業は主管税務機関に書面により説明を行う必要がある，また主管税関が発行した証明書類を提出する必要がある。左記を行わない場合，関連する加工費について控除，還付（免除）の適用を受ける事が出来ない。

3. 《公告》では，通関済みもしくは特殊区域に販売する貨物について，規定に基づき外貨受領書を提供する際に人民元受領書を提供可能なことを明確にした。

4. 《代理輸出貨物証明》の発行管理強化について

《公告》では，受託企業が《代理輸出貨物証明》を発行する際，委託企業の主管税務機関が押印した《輸出委託貨物証明》を追加提出する必要があることを規定した。

5. 外資貿易企業の輸出取引をみなし国内販売として課税する貨物の管理強化について

《公告》は，外資貿易企業の輸出取引をみなし国内販売として課税される貨物に対し，《輸出貨物の国内販売への転換証明》の発行を申請するに際し，規定の証憑書類及び売上増値税を計上した記帳証憑のコピーの提供が必要である事を規定した。また，税務機関が《輸出貨物の国内販売への転換証明》を

※本記事は，中国政府，国家税務総局及び地方税務局が発布した法律，政令及び通達に関して，中税諮詢集団（以下，「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを，ノベル国際コンサルティング（以下，「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので，記事中の見解や意見は著者個人のものであり，内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また，CTAC及びノベルは本記事の情報をういて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

発行してはならない状況も規定された。

6. 輸出税還付証憑及び備案証明書の管理強化について

《公告》は，輸出企業が規定に従い国家商検局，税関，外貨管理等の輸出貨物関連事項の監督管理実施部門に提出する資料の中に，輸出税還付（免除）申告に関連する証憑資料及び備案証明書について虚偽または不実の内容が存在する事を上述の部門もしくは主管税務機関が発見した場合，対応する輸出貨物については増値税課税政策を適用することを規定した。

（三）申請手続きのさらなる簡素化

1. 輸出企業が対外援助輸出貨物に係る税還付（免除）申請を行う際に，商務部が批准した対外援助優遇貸付金の使用に関する批准書（援外任務書）のコピー，及び商務部が批准した対外援助合併プロジェクト基金の使用に関する批准書（援外任務書）のコピーは提出不要である事を明記した。

2. 輸出企業が主管税務機関に対して免税政策を適用する輸出貨物・役務の免税申告手続きを行う際に，《免税輸出貨物・役務明細表》及びその電子データは提出不要とした。

#### 二、《公告》執行時期

本公告は2014年1月1日から執行される。



【四訂版】平成27年1月以降適用の相続税・贈与税の改正を織り込んだ最新版！

## 完全ガイド 事業承継・相続対策の法律と税務

税理士法人 プライスウォーター・ハウスクーパース 編

相続税・贈与税の概要、株式評価の仕組みから、自社株や従業員持株会など株式に係る対策、納税資金の問題に至るまで、相続税対策や事業承継に必要な不可欠な事柄について具体的に解説。

A5判 720頁  
定価5,460円(税込)

○税務研究会出版局刊○